

令和元年第 1 1 回定例会

江東区教育委員会会議録

令和元年 1 1 月 1 5 日（金）

江東区教育委員会

令和元年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和元年11月15日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和元年11月15日（金）午前10時19分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長

6 報告事項

- （1）令和2年度生江東区奨学資金貸付運用方針について
- （2）教育推進プラン・江東の改定について

7 協議事項

- （1）通学区域の変更について

8 審議概要

岩 佐 教 育 長 皆さん、おはようございます。ただいまより令和元年第11回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1、令和2年度生江東区奨学資金貸付運用方針についてを事務局より説明願います。

岩 井 庶 務 課 長 では、資料1をごらんください。令和2年度生江東区奨学資金貸付運用方針についてご説明いたします。

去る10月17日に、第1回江東区奨学資金貸付審査会を開催し、令和2年度における運用方針が決定しましたので、報告をさせていただきます。おおむね例年同様の内容となっておりますけれども、簡単にご説明させていただきます。

項番の１、予約採用基準です。

（１）区内に居住する中学校３年生及び義務教育学校９年生で、高等学校等への進学を来年度希望する者であること、（２）学習成績がおおよそ平均点以上であること、それから（３）になりますけれども、本人の属する世帯の所得金額が、生活保護法による基準額の１５割以下ということでの所得制限を設けてございます。

ただし、（２）と（３）につきましては、採用予定人員に満たない場合は、基準を緩和することとなっております。

項番の２、採用予定人員は７０名を募集人員としております。

項番の３、申請につきましては、（１）区立中学校・義務教育学校在学学生については、希望者に学校を通じて申請をするということで、今週の初めに、各中学校３年生及び義務教育学校９年生全員に向けて申請書の発送をしたところであります。

（２）その他の中学校に在籍している希望者は、直接、教育委員会への申請となります。ホームページでの記事掲載のほか、１１月２１日号のこうとう区報により、本件について案内をさせていただきます。

（３）、（４）につきましては、記載のとおりとなっております。

項番の４、貸付予約者の決定です。申し込みを締め切りました後、審査に入りまして、要件を満たす者について、来年２月上旬に予定しております第２回の貸付審査会において決定する予定であります。

恐れ入りますが、裏面のほうへお進みください。

項番５、貸付についてであります。貸付の額については（２）になりますが、国公立においては、月額が８，０００円、年額で９万６，０００円、私立につきましては、月額２万８，０００円、年額３３万６，０００円、入学準備金としまして、国公立の場合は５万円、私立におきましては１０万円という内容となっております。

項番の６、これまでの決定状況を参考に掲載してございます。最近の傾向としましては、ごらんのとおり年々減少傾向であるということが言えます。これは国の高等学校授業料無償化制度や都や私学財団等の支援制度が充実していることなどによるものと捉えてございます。

参考に本年度の使用パンフレット、緑色のものですが、つけてございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

説明は以上です。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項２、教育推進プラン・江東の改定についてを説明願います。

岩井庶務課長 それでは、教育推進プラン・江東の改定についてご説明いたします。
資料は2になりますので、ごらんください。

本件は12月9日開催予定の総合教育会議の議題ともなっておりまして、11月26日の教育委員会臨時会の後の懇談会の中でも、より深く説明をする予定ですので、本日は区議会報告用の概要の説明と捉えていただければと思います。資料2でございます。

初めに項番1、経緯ですが、教育推進プラン・江東は、平成21年度3月に策定された江東区基本構想及び江東区長期計画を上位計画とする教育部門の分野別計画でありまして、いわば教育行政における長期計画に相当するものであります。現行の計画は平成23年3月に教育基本法第17条2項に規定される教育振興基本計画として策定され、平成27年度での改定を経て今日に至っておりますが、このたび、令和2年度で計画終了となるため、新たな計画を策定する予定でございます。

次に、項番の2、区を取り巻く環境ですが、まず、（1）社会的背景としまして、1、超スマート社会（Society5.0）時代とありますが、狩猟、農耕、工業、そして現在の情報社会に続く、人類史上5番目の新しい時代が到来すると言われております。

また、2、社会構造の転換期ですが、いわゆる2035年問題に代表される少子高齢化問題や人、物、情報が国境を越えて大量に行き来するグローバル化のさらなる進展、また、ワーク・ライフ・バランスや副業の進展といった、いわゆる働き方改革や非正規雇用、フリーランスの増加など、社会の中で職業観や就業形態の多様化が進んでおります。

加えまして、3、教育に対するニーズの複雑化とありますが、家庭環境の多様化・複雑化、不登校児童等の増加、地域コミュニティの希薄化、そして、子供の貧困など、学校を取り巻く環境は大きく変わっており、学校が子供や保護者、地域住民から求められる役割が増大かつ複雑化しているという状況でございます。

また、（2）本区特有の課題としまして、①令和2年度から導入される新学習指導要領等を踏まえた、こうとう学びスタンダードの進展、②急増かつ多様化する児童・生徒に対する教育環境につきまして、ハード、ソフト面で確保する必要があること、③東京2020大会がもたらすレガシーの活用などが、まだまだありますけれども、課題としてございます。

（3）国・東京都の動きですが、国は、平成30年6月に第3次教育振興基本計画を閣議決定しているほか、東京都は、平成31年3月に第4次東京都教育ビジョンを策定しており、本区の新プラン策定過程では、これらの計画も加味して検討する必要があるという状況でございます。

最後に3、今後のスケジュールですが、来月の総合教育会議では山崎区長を交えて、本日の内容をもう少し掘り下げてお話ししたいと考えて

おります。

なお、新プランの具体的な策定作業は、令和2年5月に学識経験者や公募区民、学校代表者等で構成する策定委員会を設置し、その後、9月の教育委員会におきまして素案を報告、その後、10月以降のパブリックコメントなどを経まして、令和3年2月の教育委員会で最終案を報告する予定でございます。

タイトなスケジュールとなっておりますけれども、来年度早々からスタートダッシュできますように、本年度中にも可能な準備を着実に進めていく考えでございます。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 こんな流れだということでご理解いただければと思います。
それでは、本報告を終了いたします。
これより協議事項に入ります。

協議事項の1、通学区域の変更についてを議題といたします。本案は、区議会及び関係諸機関の審議状況との関係がございますので、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、本審議を秘密会といたします。
それでは、本案について事務局より説明願います。

大町学務課長 それでは、資料3をごらんください。通学区域の変更についてご説明させていただきますが、いずれも将来的な児童・生徒の受け入れ困難に伴うマンション単位での変更となっております。

まず、1の対象校ですが、（1）に記載のとおり、東雲小学校及び有明中学校と第二辰巳小学校及び辰巳中学校との間、（2）のとおり、第一大島小学校と北砂小学校との間で通学区域を変更するものでございます。

（1）から順に変更内容についてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料の6ページをお開きください。

こちらは東雲・辰巳地区の地図でございまして、ちょっと入り組んでおりますけれども、赤い線が小学校の通学区域を、青い線のほうが中学校の通学区域をあらわしております。

このたび通学区域を変更させていただきますマンションは、ページの上方、中央部、黒く塗り潰してあります東雲一丁目10番14号に建設中のプラウドシティ東雲キャナルマークスで、令和2年1月竣工の予定

でございます。

このマンションの小学校の通学区域は、現在、左下のほうにございます東雲小学校ですけれども、東雲小学校につきましては、児童数の増加により収容が大変厳しい状況にあることから、平成26年度からは学校選択による受け入れをやめ、通学区域内に居住する児童のみを入学の対象としております。

しかしながら、来年度以降も児童数の増加が続く見込みとなっております。このため、本物件、プラウドシティ東雲キャナルマークスにつきましては、指定校を第二辰巳小学校のほうへ変更し、東雲小学校の負担をできるだけ低減させたいと考えております。

また、中学校につきましても、現行の指定校であります有明中学校が、将来の生徒の収容状況が厳しいことから、指定校を辰巳中学校へ変更いたします。

恐れ入ります。資料の2ページをごらんください。ちょっと向きが逆になりますけれども、こちらには東雲小学校、第二辰巳小学校の児童数、学級数の推計をお示ししております。上段の現行欄はプラウドシティ東雲キャナルマークスの通学区域を東雲小学校のままとした場合、そして、下段の変更後につきましては、受け入れ先を第二辰巳小学校へと変更した場合の児童数、学級数のそれぞれ推移となっております。

列の中ほど、令和4年度の推計値をごらんください。指定校を東雲小学校のままにした場合は、現行欄にございますとおり、児童数が1,137名、学級数は33学級と利用可能教室数と同数となり、さらに令和7年度には34学級となって、利用可能教室数を超えることとなります。

これに対しまして、今回の通学区域変更を行いました場合には、変更後の欄のとおり、令和4年度の1,047名、学級数31をピークに減少をし、東雲小の負担を軽減できるものと考えております。

一方で、第二辰巳小学校におきましても、年々児童数は増加しておりますが、変更後の令和6年度においても利用可能教室を超えることはありません。しかしながら、令和7年度には31学級という推計になっておりまして、利用可能教室を超えることとなりますが、この対応につきましては、普通教室への変更など、所要の収容対策について検討をまいります。

続きまして、3ページにお進みください。こちらには有明中学校と辰巳中学校の推計をお示ししております。

中学校につきましては、今回の通学区域変更を行った場合でも、令和7年度に有明中学校は19学級となりまして、利用可能教室数を1つ超過してしまう推計に変わりはありませんが、それでも変更しない場合と比べ、生徒数で9名の減が見込まれることから、今回の変更により、同校の収容上の負担軽減を図っていきたいと考えております。

また、利用可能教室数の超過につきましては、普通教室への変更など、

所要の収容対策について検討をまいります。

続きまして、もう一件、第一大島小学校と北砂小学校の変更についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料7ページをまずご覧ください。

こちら、通学区域を変更させていただくマンションですが、大島一丁目1番35号に建設中のプラウド住吉で、令和2年2月竣工の予定で、現行の指定校は第一大島小学校となっております。第一大島小学校においても年々児童数が増加しておりまして、将来推計で令和3年度には利用可能教室を超えてしまう状況となっております。このため、プラウド住吉につきましては、指定校を北砂小学校へ変更し、第一大島小学校の負担をできるだけ軽減させたいと考えております。

恐れ入ります。資料の4ページをご覧ください。先ほどと同様に現行と変更後の児童数、学級数の推計をお示ししております。今回の通学区域の変更を行った場合でも、令和5年度に第一大島小学校は19学級となり、利用可能教室18を1つ超過してしまう状況に変わりはありませんが、児童数で23名の減が見込まれております。

また、この変更により、第一大島小学校が利用可能教室18を超え、19学級となる時期が令和3年度から令和5年度へと2年おくらせることが可能となりますため、今回の変更により、同校の収容上の負担軽減を図っていきたいと考えております。

また、利用可能教室の超過につきましては、これも普通教室への変更など、所要の収容対策について検討をまいります。

恐れ入りますが、資料1ページのほうにお戻りください。

4の今後の予定に記載のとおり、本日協議後、12月4日の文教委員会で協議を行い、12月20日の教育委員会において規則改正議案を提出する予定としております。

通学区域の変更についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 それでは、お諮りいたします。本案について、承認することにご異議
ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、本来、秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますが、区議会の審議終了後、本審議の会議録について公開することといたしたいと存じます。

それでは以上をもちまして、令和元年第11回江東区教育委員会定例

会を閉会いたします。